

規制改革実施計画のフォローアップについて

令和 2 年 2 月 12 日
規制改革推進会議

1 趣旨

規制改革実施計画(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、同計画及びこれまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況についてフォローアップを行うこととされていることから、令和元年度末時点のフォローアップを以下の要領で行うこととする。

2 フォローアップ要領

(1) 報告対象

ア 規制改革実施計画(令和元年 6 月 21 日閣議決定)

- ・同計画に掲げる全ての事項

なお、分野別実施事項の「7. 行政手続コストの削減(「(7)住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減」を除く)」については、デジタルガバメントWGにおいてフォローアップを行う。

イ 規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)、規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)、規制改革実施計画(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)、規制改革実施計画(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)、規制改革実施計画(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)及び規制改革実施計画(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

- ・平成 30 年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項

なお、規制改革実施計画(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)に掲げる事項のうち 分野別実施事項の「1. 行政手続コストの削減」及び規制改革実施計画(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)に掲げる事項のうち 分野別実施事項の「1. 行政手続コストの削減」及び「7. その他重要課題(5) 地方における規制改革」については、デジタルガバメントWGにおいてフォローアップを行う。

(2) 所管省庁からの報告

2(1)の事項について、所管省庁に令和元年度末時点の実施状況及び今後の予定について報告を求める。

「措置状況」は次の区分により分類する。

措置状況	基 準
措置済	実施計画に定められた内容を完了したもの
未措置	実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	実施計画に定められた内容の実現に向けて、具体的な検討を開始しているが、いまだ結論が得られていないもの
未検討	「今後、審議会において検討する予定」など、一般的な予定はあるが、当該年度に具体的な検討が予定されていないもの等
-	実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

(3)各ワーキング・グループにおける報告内容の評価

フォローアップ対象とした事項については、所管省庁からの報告内容、これまでの規制改革推進会議及びワーキング・グループでの検討などを踏まえ、以下の区分により評価する。

評価区分	判断基準
解決	・運用段階以前の事項であって、実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了しているもの ・運用段階に入っている事項であって、実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
継続フォロー	・運用段階以前の事項であって、一部制度(政省令・通達レベルなども含め)が未整備である等のため、引き続きフォローが必要なもの
要改善	・制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの
フォロー終了	・上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

3 答申への反映

フォローアップ対象とした事項のうち「要改善」としたものは、新規事項として位置付け、今期の答申に盛り込む場合がある。

4 今後のスケジュール(予定)

令和2年	2月下旬	所管省庁に依頼
	4月1日	所管省庁からの回答期限
	4月～5月	所管省庁からの回答を各ワーキング・グループにおいて精査
	その後	結果の取りまとめ 規制改革推進会議に報告・公表

○規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)(抄)

共通的事項

7. 計画のフォローアップ

本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要である。